

## 神戸学院大学研究倫理綱領

2011年7月28日

制定

### (大学の責務)

- 1 神戸学院大学は、「真理愛好・個性尊重」という建学の精神に則り、神戸学院大学の研究者による研究活動の自発性及び自律性並びに多様性を尊重し、学問研究の自由を擁護する。

### (研究者の責務)

- 2 神戸学院大学の研究者は、「真理愛好・個性尊重」という建学の精神に則り、研究活動を通じて、真摯にかつ誠実に真理を探究し、学問研究と社会の発展並びに持続可能な地球環境の維持に貢献することに努めなければならない。

### (研究者の行動)

- 3 神戸学院大学の研究者は、研究活動及びそのためになされる調査・実験等を行うにあたっては、他者の個人としての尊厳、基本的人権及びその他の法的権利・利益を侵害すること、人の生命身体を危殆に瀕しそれしめること、又は環境を汚染することなどのないように努めなければならない。

### (研究者の倫理)

- 4 神戸学院大学の研究者は、自らの研究活動に真摯にかつ誠実に取り組み、自らの研究活動の立案・計画・申請・実施・公表(報告)などのそれぞれの過程において、研究成果及び調査・実験等のデータを捏造し、改竄し、又は他の研究者の研究成果を盗用し、剽窃するなどの不正行為をなすことは厳に慎まなければならない。

### (他者の権利・利益の尊重、法令等の遵守)

- 5 神戸学院大学の研究者は、研究活動及び研究活動のためになされる調査・実験等を行うにあたっては、又は研究成果を公表するにあたっては、他者の個人としての尊厳と基本的人権やその他の法的権利・利益を尊重し、いみじくも他者のプライバシーを侵害し、名誉を毀損し、差別を助長し、又は知的財産権を侵害することのないよう努めなければならない。また、研究活動のためになされる調査・実験等の実施及び研究費の使用等にあたっては、関係法令や規則を遵守しなければならない。

### (研究協力者へのインフォームド・コンセント)

- 6 神戸学院大学の研究者は、研究活動及びそのためになされる調査・実験等を行うにあたって、研究への協力者から、個人のプライバシーに係る情報又はその他の個人情報・デー

タ等(血液、体液、組織、細胞、遺伝子、排泄物等のヒト由来の試料のデータを含む。以下、「個人情報・データ等」という)を収集し、採取し若しくは提供を受け又は利用しようとするときは、研究への協力者の尊厳と基本的人権を尊重し、協力者に対して、研究目的、研究計画、研究成果の発表方法等について、原則として、事前に十分な説明を行うとともにその同意を得るよう努めなければならない。

(プライバシー、個人情報・データ等の保護)

7 神戸学院大学の研究者は、研究への協力者から収集し、採取し、若しくは提供された個人情報・データ等を含む研究活動のためになされる調査・実験等のデータを管理、保管、及び利用等をするにあたつては、これらの調査・実験等のデータを流出させ、漏洩し、若しくは不正な利用をすることなどによって協力者のプライバシーを侵害し又は名誉を毀損することなどのないよう、厳正な取扱いをするよう努めなければならない。

(利益相反への配慮)

8 神戸学院大学の研究者は、自己の研究成果の公表や評価にあたつては、社会における価値観の多様性、又は個人と組織、あるいは異なる組織間の利益の衝突に十分配慮するよう努めなければならない。

(以上)

#### 注記

神戸学院大学の研究者とは、神戸学院大学の教員及び研究員、並びに神戸学院大学の事務職員、大学院学生、研究生及び学部学生のうち継続的又は一時的に研究活動に従事する者をいう。